

裏面白紙

政令第 号

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する
件を廃止する政令

内閣は、ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件（昭和二
十年勅令第五百四十二号）の廃止に伴い、この政令を制定する。

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件施行に関する件（
昭和二十年勅令第五百四十三号）は、廃止する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件の廃止に伴い、同
令施行令を廃止する必要があるからである。

484

裏面白紙